

ベースアップ評価料（Ⅰ）の加算について

令和6年6月の診療報酬で「ベースアップ評価料」が
新設されました。

この評価料は、医療スタッフの待遇改善により、
人材確保に努め、より良い医療を提供するために
必要なものとして厚生労働省が行なっている取組みです。

これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、
患者様に安心して診療を受けていただける環境を整える
ため、当院では令和7年3月より算定を開始いたします。

皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

院 長



なりた泌尿器科・内科クリニック

Narita Urology & Internal medicine Clinic